

甲府市道路占用料の新旧対照表

甲府市道路占用徴収条例別表（第2条関係）

占用物件		単位	改正後(R7.4.1から)	改正前(R7.3.31まで)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	800円	660円
	第2種電柱		1,200円	1,000円
	第3種電柱		1,700円	1,400円
	第1種電話柱		710円	590円
	第2種電話柱		1,100円	950円
	第3種電話柱		1,600円	1,300円
	その他の柱類		71円	59円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき1年	7円	6円
	地下に設ける電線その他の線 類		4円	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	700円	580円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	430円	350円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1 年	1,400円	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	500円
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	4,800円	3,800円
その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,400円	1,200円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メー トルにつき1年	30円	25円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		43円	35円
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		64円	53円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		86円	71円
	外径が0.2メートル以上0. 3メートル未満のもの		130円	110円
	外径が0.3メートル以上0. 4メートル未満のもの		170円	140円
	外径が0.4メートル以上0. 7メートル未満のもの		300円	250円
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		430円	350円
	外径が1メートル以上のもの		860円	710円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げ る施設	占用面積1平 方メートルに	1,400円	1,200円

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	2,400円		1,900円	
	地下に設ける通路	1,500円		1,100円	
	その他のもの			1,400円	1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	48円	38円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	480円	380円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	380円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	3,800円
	標識		1本につき1年	1,100円	950円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48円	38円
		その他のもの	1本につき1月	480円	380円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48円	38円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480円	380円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800円	3,800円
		その他のもの		2,400円	1,900円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	480円	380円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140円	120円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額

	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	

Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額